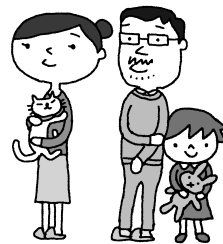


すべての人が大事にされる町をめざして 「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」制定

9月黒潮町議会定例会で「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」が可決され、9月18日に施行されました。

この条例は、すべての人の人権が尊重され、安心して生活ができる明るいまちづくりをめざし、町と町民が一体となって取り組むためのものです。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



黒潮町人権尊重のまちづくり条例(抜粋)

※全文は、黒潮町ホームページなどでご覧になれます。

第1条(目的)

- 日本国憲法および世界人権宣言を基本理念として、基本的人権が尊重されるまちづくりのため、町および町民(町内に事務所などを有する団体などを含む)の責務を明らかにする。
- 人権に関する施策の推進に関し必要な事項を定め、同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者など、外国人、犯罪被害者など、インターネットによる人権侵害、災害と人権などあらゆる人権に関する問題の解決への取り組みを推進し、人権が尊重される明るいまちづくりの実現に寄与する。

第2条(町の責務)

- 目的を達成するため、人権が尊重される社会の環境づくりを図る。
- 人権意識を高めるための教育・啓発に関する施策を積極的に推進する。

第3条(町民の責務)

- 家庭、地域、学校、職場などあらゆる生活の場において、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努める。
- 町が実施する人権施策の推進に協力する。

第4条(施策の推進)

- 人権施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するよう努める。

第5条(教育・啓発活動の充実)

- 学校、家庭、各種組織などと連携し、教育・啓発活動の充実に努める。
- 差別をしない、させない、許さない世論の形成や人権擁護の環境づくりを促進する。

第6条(実態調査などの実施)

- 必要に応じ実態調査などを行う。

第7条(推進体制の充実)

- 国、県、関係団体などとの連携を図り、推進体制の充実に努める。

第8条(協議会)

- 人権施策の推進に関し、重要事項を調査審議するため、黒潮町人権尊重のまちづくり協議会を置く。

【お問い合わせ】本庁 住民課 人権啓発係 ☎43-2800(課直通)

「黒潮町史」編さん事業開始

平成18年3月の黒潮町発足から、間もなく10年の節目を迎えようとしています。黒潮町教育委員会では、本町と旧町の歴史的な発展の足跡を振り返り、その歴史を町の財産として後世へ残し伝えていくため、黒潮町史を発刊することとしました。既刊「大方町史」、「佐賀町郷土史」などをはじめ、合併前の旧両町に関する歴史的資料を尊重しつつ、新たな資料の調査、研究に努めます。

黒潮町史は、今年度より3年をかけて編さん業務に取り組み、平成28年度末の発刊を予定しています。執筆編集、印刷製本などについては、出版社に委託することとし、6月に立ち上げた黒潮町史編さん委員会の委員には、主に資料収集に関わっていただきます。

委員の皆さんから問い合わせがあった際は、ぜひご協力をお願いします。また、参考となりそうな資料などをお持ちの方は、教育委員会までお知らせください。

○お問い合わせ

教育委員会生涯学習係

☎55-3190(課直通)